

[委員会からのお知らせ](#)

[第279回食品安全委員会議事概要](#)

■第279回食品安全委員会会合

日時:平成21年3月26日(木)14:00~15:57

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:17名

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬

・以下の1)~6)について厚生労働省から説明。

・1)~3)については、「食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等に係る取扱いについて」に従って委員会において審議することとなった。

・4)~6)については、農薬専門調査会で審議することとなった。

1)ピリダリル

* 殺虫剤で、ばれいしょ、レタス等に使用し、未成熟インゲン等への適用拡大申請がされています。

2)ピリプロキシフェン

* 殺虫剤で、メロン、トマト等に使用し、茶への適用拡大申請がされています。

3)メコナゾール

* 殺菌剤で、かんきつ等に使用します。小麦、大麦等への適用拡大申請及びびだいで、もも等へのインポートトランス申請がされています。

4)トリフルラリン

* 除草剤で、稲、キャベツ等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。ポジティブリスト制度に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

5)パラチオンメチル

* 殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度に伴う残留基準が設定されています。

6)フェナミホス

* 殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度に伴う残留基準が設定されています。

○動物用医薬品

1)アザペロン

・厚生労働省から説明。

・動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

* 鎮静剤です。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2)テルデカマイシン

・厚生労働省から説明。

・国内外で製造、販売及び使用実態がないとされており、また残留基準を削除した場合、厚生労働省により「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」というリスク管理措置が講じられることとされている。したがって、この管理措置が適正に実施される場合にあっては、テルデカマイシンが残留した食品が国内に流通する可能性はないと考えられるため、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するとされた。

* 抗生物質です。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3)フルベンダゾール

・厚生労働省から説明。

・動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

* 寄生虫駆除剤で、牛、豚及び馬に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○農薬及び動物用医薬品

1)ジクロルボス及びナレド

・厚生労働省から説明。

・まず農薬専門調査会で審議し、その後動物用医薬品専門調査会で審議して、評価結果等は両専門調査会座長の連名で委員会に報告することとなった。

* ジクロルボスは殺虫剤で、農薬としてにんじん、きゅうり等に使用します。

動物用医薬品として食用動物に対する日本国内での承認はありません。

ナレドは殺虫剤で、日本国内での農薬登録及び動物用医薬品としての承認はありません。

分析時にナレドがジクロルボスに分解することから、ジクロルボス及びナレドの総和として残留基準値が設定されています。また、ポジティブリスト制度に伴う残留基準が設定されています。

○飼料添加物

1)デストマイシンA

- ・厚生労働省から説明。
- ・テルデカマイシンと同様の理由により、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するとされた。
- * 抗生物質です。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

1) 「マイクロブタニル」に関する意見・情報の募集について

- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * 殺菌剤で、いちじく、ねぎ等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) 「コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について」に関する意見・情報の募集について

- ・意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

(3) 新開発食品専門調査会における審議状況について

1) 「グルコバスター カプセル」に関する意見・情報の募集について

- ・評価書(案)について、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * 0.19小麦アルブミンを関与成分とし、食後の血糖値が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とするカプセル形態の食品です。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) プリミスルフロンメチル

- ・プリミスルフロンメチルの一日摂取許容量(ADI)を0.1mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) メソトリオン

- ・メソトリオンのADIを0.003mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 除草剤で、水稲への新規農薬登録申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3) レビメクテン

- ・レビメクテンのADIを0.02mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 殺虫剤で、かんきつ、いちご、なす等への新規農薬登録申請がされています。

(5) 食品安全委員会の改善に向けた検討について

- ・事務局から説明。
- ・原案のとおり、「食品安全委員会の改善に向けて」が決定された。

(6) 平成21年度食品安全委員会運営計画について

- ・事務局から説明。
- ・原案のとおり、運営計画が決定された。

(7) 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について

- ・事務局から説明。
- ・原案のとおり、企画専門調査会に対し調査審議を求めることとなった。

(8) 平成21年度食品安全モニターの依頼について

- ・事務局から説明。

(9) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成21年2月分)について

- ・2月中に寄せられた60件について事務局から報告。
- ・主なQ&Aとして「食品の安全性に関する緊急事態発生時における食品安全委員会の対応」に関する事項が紹介された。

〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル22階 TEL 03-6234-1166 FAX 03-3584-7390

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー